

法令外国語訳推進のための基盤整備に関する主な検討事項について（論点表）

II 翻訳推進の在り方（対象，方法等）

囲み内の記載は，司法制度改革推進本部・法令外国語訳に関するワーキング・グループの「議論の取りまとめ」（検討会議・資料 1 - 2）の該当部分の抜粋であり，【】内は同「取りまとめ」の項目を示す。

●印の記載は，上記「取りまとめ」の立場を前提とした場合に更に考えられる具体的論点である。上記「取りまとめ」の立場自体をどう考えるかについても，検討の対象となる。

1．翻訳の対象・順序等について

【 1 (2) 】

- これまでは関係府省や民間による個別的取組が行われていたに止まり，それにより一定の成果は上げられているものの，利用者から見て，統一的で最新の法令をベースとして信頼できる外国語訳が十分に行われていない...などの問題点が指摘されている。

【 1 (4) 】

- 上記のような問題点を解決し，内外のニーズにこたえるため，我が国の法令の外国語訳を早急に推進する必要がある。

【 4 (2) 】

- 法令等の翻訳については，訳語ルール作成過程での（ママ）一部法令の翻訳を行うとともに，翻訳ルールを含む検討会議の検討結果を踏まえて本格的に行う。
- 翻訳の順序については，利用者のニーズを適切に反映させることとし，基本法や利用者のニーズが強い法令（ 1 (1) 参照〔注：知的財産関係法，経済関係法，行政手続関係法，労働関係法等〕）についてできるだけ優先的に外国語訳を推進するとともに，その他の法令等の外国語訳についても，必要な整備に努める。
- 第一次的には法律を対象とするが，必要に応じて下位規範も対象とする。ただし，下位規範については，解説の翻訳等の方法によることも考慮する。

- いかなる範囲の法令について，英語訳を進めていくべきか。基本法や利用者のニーズが特に強いとされている上記各分野以外で，一定のニーズのある法令の英語訳については，どのように考えるか。各府省が翻訳ルール策定前に作成した翻訳については，どのように取り扱うべきか。
- 上記の英語訳をどれくらいの期間で整備すべきか。
- 基本法や利用者のニーズが強い分野の中でも，特に優先的に英語訳を行う必要がある法令があるか。あるとすればどのような法令か。
- 政省令，ガイドラインなど下位規範の英語訳が必要となるのは，具体的には

どのような場合（分野，具体例等）か。逐条的な翻訳ではなく，概要的な解説の英語訳等の方法によるのが適切なものは，どのような場合（分野，具体例等）か。

2．翻訳の主体・方法について

【4(2)】

- 法令等の翻訳については，検討会議の検討結果を踏まえ，民間における取組を十分に活用するとともに，関係府省において必要な対応を行う。
- 関係府省・民間団体等において翻訳を行う際には，できる限り策定された翻訳ルールを尊重するよう勧奨する。
- 翻訳ルール策定前に作成された翻訳については，翻訳ルールに照らして必要な対応を行う。
- 翻訳については，翻訳ルールの利用のほか，コンピューターシステムを利用した辞書・翻訳システム等の活用により，できる限りの効率化を図る。

- 翻訳ルールを尊重した翻訳を迅速に推進するためには，どのような方策が考えられるか。
- 関係府省の取組をどのように進め，民間における取組をどのように活用すべきか。民間に任せていたのでは必要な翻訳が進まないとの指摘についてどう考えるか。
- 翻訳ルールを尊重した翻訳が迅速に進み，翻訳ルールがデファクト・スタンダードとして尊重されるためには，主要・基本的な法令については，政府において翻訳を進めるべきとの指摘についてどう考えるか。
- 政府が一定の範囲の法令の翻訳を行うべきであるとして，具体的にどのようにこれを推進すべきか。政府において，各府省がいつまでにどの法令を翻訳するのかを明確に示す行動計画を策定し，これに従って翻訳を進めていくべきとの指摘についてどう考えるか。
- 政府が一定の範囲の法令の翻訳を計画的に実施するとして，その実施後の翻訳推進の枠組みについては，どのように考えるべきか。法令翻訳についての社会的ニーズやメンテナンスを含めた継続的作業の必要等に的確に応え得る枠組みとして，どのようなものが考えられるか。